

なら労働時報

夏には連続休暇を!ほっとWEEK

現在、職場環境の変化などによる長時間労働に伴う健康障害や、メンタルヘルスの問題が多く発生しています。労働者が心身の疲労を回復させ、健康で充実した生活を送るために、また、しっかり働くエネルギーを蓄えるためにも、連続した長期休暇でフレッシュすることは必要です。

特に夏は、暑さのために疲労しやすく、十分な休養が必要であること、学校も休みであり家族とのふれあいを深めるよい機会となることなどから、夏季における連続休暇の普及・促進が期待されています。

社内で交代して休暇をとったり、年次有給休暇を活用するなどの工夫をして、夏の連続休暇「ほっとWEEK」を創りましょう。



CONTENTS

労働時間等見直しガイドライン改正	2
改正育児・介護休業法施行	3
平成21年度労働相談の状況	4
奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業を募集	4
奈良県社員・シャイン職場づくり 登録企業の紹介	5
第81回メーデー	6
労務改善Q&A	7
第26回アピリンピック奈良大会	8
全国安全週間	8
労使関係総合調査ご協力のお願い	8

「仕事探し」がさらに便利に!

◆奈良県地域就職支援センター TEL.0742-25-3708
 月～土曜(祝日・年末年始除く) 午前8時30分～午後5時 開館
 奈良市西木辻町93-6 奈良労働会館1F
<http://www.pref.nara.jp/koyo/i-center/database.html?t=n&id=57>



労働相談ダイヤル

◆奈良県雇用労政課

奈良市登大路町30 奈良県庁本庁舎6階
 ☎0120-450-355

月～金曜(祝日除く)
 午前9時～午後5時

◆エルトピア奈良(奈良労働会館)

奈良市西木辻町93-6
 ☎0742-23-5730

第4土曜日
 午後1時～午後5時

◆エルトピア中和(中和労働会館)

大和高田市西町1-60
 ☎0745-22-6631

第1・第3土曜日
 午後1時～午後5時

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-4108.htm

◆奈良県労働委員会

☎0742-23-3530

労働者と事業主との間の紛争解決のための「あっせん」を行っています。
http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1704.htm



しごと相談ダイヤル

月～土曜(祝日・年末年始除く)
 午前9時～午後5時

◆奈良しごとiセンター

☎0742-23-5730

◆高田しごとiセンター

☎0745-24-2010

パート・内職・技術講習など情報を提供します。企業内人権相談もご利用ください。

<http://www.pref.nara.jp/koyo/i-center/>

◆生活・就労相談窓口 月・水・金 八木パートバンク TEL.0744-25-8046
 火・木・土 奈良しごとiセンター TEL.0742-23-5729

橿原市内膳町1-3-14 成和ビル4F
 奈良市西木辻町93-6 奈良労働会館1F

年次有給休暇の取得促進を目指して 「労働時間等見直しガイドライン」が改正されました

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のためには、労働時間等（休日数、年次有給休暇を与える時季等を含む）の見直しが必要です。「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）は、労働時間等の設定の改善のため、事業主やその団体が適切に対処するのに必要な事項を定めています（平成22年4月1日適用）。

主な改正のポイント

年次有給休暇について、事業主に対し次のような制度的な改善を促します。

- ・ 労使の話合いの機会において年次有給休暇の取得状況を確認する制度を導入するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を検討しましょう
- ・ 取得率の目標設定を検討しましょう
- ・ 計画的付与制度（※）の活用を図る際、連続した休暇の取得促進に配慮しましょう
- ・ 2週間程度の連続した休暇の取得促進を図るにあたっては、当該事業場の全労働者が長期休暇を取得できるような制度の導入に向けて検討しましょう

※年次有給休暇の計画的付与制度

年次有給休暇のうち、5日を超える分については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です（年次有給休暇のうち5日は、個人が自由に取得できる日数として残しておかなければなりません）。

労働者の多くが年次有給休暇の取得にためらいを感じていますが、計画的付与制度を導入している企業は導入していない企業よりも年次有給休暇取得率が高くなっており、この制度の導入が年次有給休暇の取得率向上に有効です。

導入にあたっては、

- (1) 企業や事業場全体で休業する一斉付与方式
- (2) 班・グループ別の交替制付与方式
- (3) 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式

などの中から、企業、事業場の実態に応じた方式を選択しましょう。



新しいガイドラインを参考に、多様な働き方に対応するとともに、従業員各人の健康と生活に配慮したものへ、労働時間等の見直しを進めましょう。

詳しくは

- ・ 奈良労働局労働基準部監督課（TEL 0742-32-0204）
- ・ 厚生労働省HP「労働時間等見直しガイドライン」

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/index.html#guide>

改正育児・介護休業法が施行されました

少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指す改正育児・介護休業法が、一部を除き平成22年6月30日に施行されました。各企業においては、改正点を再度確認し、改正法に沿った就業規則等の整備をお願いします。

詳しくは ・奈良労働局雇用均等室 (TEL 0742-32-0210)

・厚生労働省HP「育児・介護休業法の改正について」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

改正のポイント

1. 子育て中の働き方の見直し

(1) 3歳までの子を養育する労働者につき

- ① 短時間勤務制度の創設
- ② 所定外労働(残業)の免除(請求されたとき)

…を義務化

(2) 子の看護休暇制度の拡充

小学校就学前の子が1人なら年5日、2人以上なら10日に(現行は労働者1人あたり年5日)

2. 父親の育児休業の取得促進

(1) 父母がともに育児休業を取得する場合、子が1歳2ヶ月(現行1歳)までの間に、1年間育児休業が取得可能に(「パパ・ママ育休プラス」)

(2) 出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合、再度、育児休業が取得可能に

(3) 労使協定による専業主婦(夫)除外規定の廃止

3. 介護休暇の新設

要介護状態の対象家族が1人なら年5日、2人以上なら10日(このほか、現行の介護休業も取得できる。一部適用除外がある)

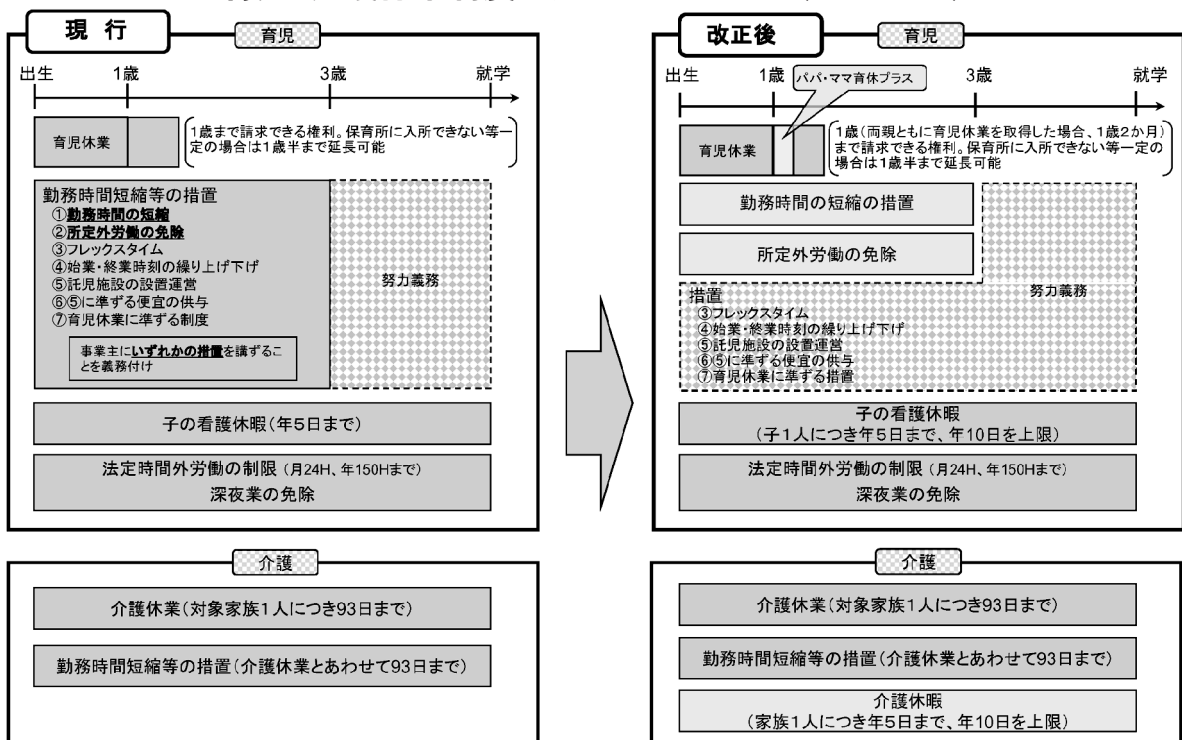
4. 法の実効性の確保

(1) 苦情処理・紛争解決の援助および調停の仕組みを創設

(2) 勧告に従わない場合の公表制度および報告を求めた場合に報告をせず、または虚偽の報告をした者に対する過料の創設

※常時100人以下の労働者を雇用する企業は、1.(1)①②および3.については平成24年6月30日まで適用猶予

育児・介護休業制度の見直しについて(イメージ)



平成21年度 労働相談の状況

奈良県では、労働に関する質問を承る相談所（中小企業労働相談所）を3箇所設置し、電話・面接での相談を受け付けています。※

平成21年度の相談件数は244件で、前年度に比べ14件減少しました。

内容は、労働条件（賃金、解雇、退職など）に関するものが最も多くなりました。

1. 相談件数

平成21年度の相談件数は244件で、前年度（258件）に比べ14件減少しました。

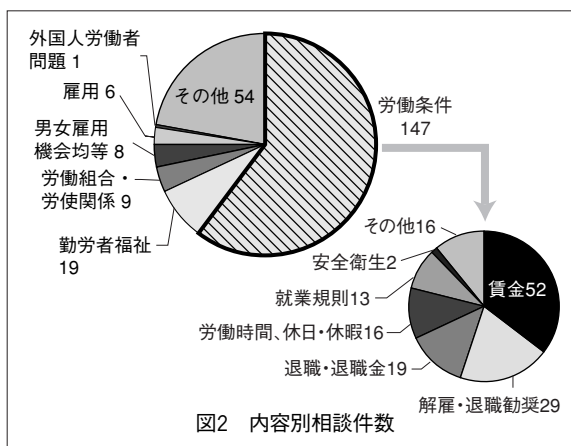
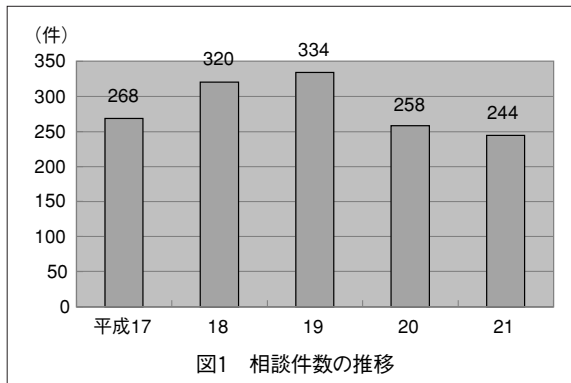
2. 相談内容

—「労働条件」が引き続き最多—

内容別にみると、最も多かった相談は「労働条件」に関するもので（147件）、全体の60.2%を占めました。次に「勤労者福祉」に関するものが19件（7.8%）でした。以下、「労働組合・労使関係」が9件（3.7%）、「男女雇用機会均等」が8件（3.3%）、「雇用」が6件（2.5%）、「外国人労働者問題」が1件（0.4%）となっています。

労働条件に関する相談をさらに詳しくみると、最多は「賃金」に関するもの（52件）で、以下、「解雇・退職勧奨」29件、「退職・退職金」19件、「労働時間、休日・休暇」16件などと続いています。

※日時・場所は、表紙の「労働相談ダイヤル」をご覧ください。



奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業を募集!

今年度も引き続き働きやすい職場づくりを推進している「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」を募集しています。

□登録すれば・・・

- * 登録証書を交付し、登録企業であることを対外的にPRできます。
- * 登録・表彰企業を県のホームページで紹介するとともに、企業ホームページにリンクします。
- * 登録・表彰企業掲載の県ホームページを県広報誌等で紹介します。
- * 労働関係情報誌、メールマガジン等で広く周知します。
- * 企業合同説明会等で紹介します。
- * 大学等各種就職相談窓口を紹介します。
- * 登録企業に各種職場環境整備に関する情報を提供します。



多数のご登録をお待ちしています。

申請及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県産業・雇用振興部雇用労政課労政福祉係 TEL 0742-27-8828

登録要件については雇用労政課のホームページ(www.pref.nara.jp/dd_asdx_menuid-4090.htm)をご覧ください。



「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」登録企業のご紹介



奈良県では、仕事と家庭の両立や男女が共に働きやすい環境整備など良質の雇用環境整備に取り組む企業に「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」として登録してもらい、その取組事例等を広く紹介することで県内事業所に働きやすい職場づくりを広げる取組を行っています。

また、登録企業の中から、特に取組内容が優れている企業を毎年奈良県知事が表彰しています。

ここでは平成21年度に表彰及び登録された企業名をご紹介します。

(なお、各登録企業の取組内容については次号以降で順次ご紹介させていただきます。)

平成21年度表彰企業



株式会社呉竹

株式会社ファーマシー木のうた

市民生活協同組合ならコープ

株式会社ワイズスタッフ

(五十音順)



平成21年度登録企業

- ・ 社会福祉法人協同福祉会
- ・ 株式会社呉竹
- ・ 小山株式会社
- ・ 特定非営利活動法人三郷サンサンハウス
- ・ 社会福祉法人正和会
- ・ 大和リース株式会社奈良支店
- ・ 株式会社ファーマシー木のうた
- ・ 福西メリヤス株式会社
- ・ 有限会社フジカワ
- ・ 株式会社明新社
- ・ 立積住備工業株式会社
- ・ 株式会社ワイズスタッフ

(五十音順)

第81回メーデー



労働者の祭典であるメーデーが連合系（4月29日）と労連系（5月1日）に分かれて、それぞれ奈良公園県庁前広場で開催されました。

連合系労働組合で構成された実行委員会（森本哲次実行委員長）主催による「第81回メーデー奈良地方大会」は、「すべての働く者の連帯で、『平和・人権・労働・環境・共生』に取り組み、労働を中心とする福祉型社会と自由で平和な世界をつくろう！」をスローガンに掲げて開催されました。荒井奈良



県知事、仲川奈良市長、馬淵国土交通副大臣等を来賓に迎え、労働者やその家族ら約 10,000 人が参加のもと、「社会の底割れに歯止めをかける、雇用を確保・創出する政策制度を実現し、働く者の生活を守ろう」などメーデー宣言が採択されました。

式典後、参加者は、「労働者の使い捨てを許さないぞ」「サービス残業撲滅」などのプラカードや横断幕を掲げながら奈良市内をデモ行進しました。



労連系労働組合で構成された実行委員会（井ノ尾寛利実行委員長）主催による「第81回奈良県メーデー」は「働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう」



をテーマに開催されました。看護師姿での参加が多く見られる中、命の問題、普天間基地移設問題等について訴えがされました。共産党の豆田よしのり氏や太田あつし氏等を来賓に迎え、労働者やその家族ら約 2,000 人が参加しました。



式典後、参加者は、「命を削る国保料さげろ」「賃金アップ」などの手作りのプラカードや横断幕を掲げながら奈良市内をデモ行進しました。

労務改善 Q&A

Q

私たちは新たに労働組合を結成し、社長に団体交渉を申し入れました。ところが、会社内には別に一つの組合があり、社長は「あなた方が、正式に設立された組合かどうか分からない」と言い、交渉に応じてくれません。労働組合を設立するには、公的機関に届けが必要なのですか。また、団体交渉に応じるよう指導、勧告などをしてもらう方法がありますか。

A

- (1) 結論を先に述べます。労働組合そのものは、行政官庁への届出や行政官庁による許可・認可などを必要とせず、組合員となる者たちの合意があれば成立します。企業内に別の労働組合があることも妨げになりません。これは憲法28条が「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と規定することから導き出される結論です。そして、この条文からも分かるように、相談者が結成された労働組合に対して、使用者（具体的には社長）は正当な理由なく団体交渉を拒むことはできません。
- (2) ただ、労働組合法（以下単に「〇〇条」と引用）は、上記の憲法の規定とは別に、労働組合に与えられる救済措置などについて定めています（具体的には(6)を参照）。そして、この救済を受けるためには、労働組合がこの法律の規定する実質的要件（2条）などを充足しているかどうかについて、労働委員会による《資格審査》を受けなければならないとしています（5条）。具体的にみてみます。
- (3) 労働組合法はまず、《労働組合》の実質的要件を定め、「**労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体**」と定義しています（2条本文）。ただし、以下のようなものは、「労働組合」と認められません（2条1号から4号）。①監督的地位にある労働者その他**使用者の利益を代表**する者の参加を許すもの、②団体の運営のための経費の支出につき**使用者の経理上の援助**を受けるもの、③**共済事業その他福利事業のみ**を目的とするもの、④主として**政治運動又は社会運動**を目的とするもの。
- (4) 次に労働委員会による《資格審査》の基準は、①「自主的な労働組合である」など2条に定める実質的要件を満たしているかどうか、②労働組合の規約が、組合員の平等や組合の民主的な運営を保障するための規定などを設けているかどうか（具体的な項目については5条2項）、などです。
- (5) 審査を受けるために労働委員会に提出するのは、①労働組合資格審査申請書、②組合規約、③労働協約、④役員名簿、⑤資格審査調査表、⑥総会議事録の写しなどです。各都道府県の労働委員会のホームページには、《資格審査》に関する具体的な審査の申請方法や、①に関する書式について、掲載しているものも多いので、検索してみてください。
- (6) 労働委員会による《資格審査》を受けることによって可能となるのは、①不当労働行為について労働委員会に救済を申立て、その審査を受け、救済命令などを求めること（7条、27条、27条の12など）、②労働委員会の労働者委員の候補者の推薦、③労働組合を法人として登記すること（11条）、などです。
- (7) 最後に、ご質問に対しもう一つのお答えをします。すなわち、相談者の労働組合が、使用者側の団体交渉の拒否（7条2号）を不当労働行為とし、その救済を労働委員会に求める場合には、組合は労働委員会の《資格審査》を受けなければならないこととなります。

第26回 アビリンピック奈良大会 が開催されます (奈良県障害者技能競技大会)

事前に参加登録した障害者が、パソコンデータ入力、喫茶サービスなど5つの競技で技能を競います。アビリンピックは、障害者の職業能力の開発促進や、障害者に対する理解や認識を深めていただくことを目的に毎年行われています。広く一般の方、また障害者雇用に関心をもつ企業の方のご来場、ご観覧を歓迎します。

競技種目

身体障害者：ワード・プロセッサ
知的障害者：パソコンデータ入力、喫茶サービス、
販売実務（ピッキング作業）、ビルクリーニング

入場自由



日時：平成22年7月28日（水）11:00～16:00
場所：奈良県立高等技術専門校（特設会場）
（磯城郡三宅町石見440）

お問い合わせ：（社）奈良県雇用開発協会 雇用支援部 雇用支援課 TEL 0742-34-7791
主催：奈良県・社団法人 奈良県雇用開発協会／後援：奈良労働局・奈良県職業能力開発協会

「みんなで進めようリスクアセスメント めざそう職場の安全・安心」



全国安全週間

平成22年7月1日～7日（準備期間：6月1日～30日）



全国安全週間は、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に、昭和3年から続けられています。

労働災害は長期的には減少していますが、今なお1,000人を超える人命が労働の場で失われ、労災保険新規受給者は年間約54万人に上ります。労働者が安全に、安心して仕事に打ち込める職場を目指し、労災をいっそう減少させなければなりません。全国安全週間をきっかけに、それぞれの職場で労使が力を合わせ、労働災害防止の重要性について認識を深め、安全活動を着実に実行しましょう。

《各事業場での実施事項》

- ・経営トップによる安全への所信表明、パトロール、従業員への呼びかけ
 - ・安全に対する意志統一、安全意識の高揚を図るための職場の集い
 - ・安全についての改善提案の募集・発表
- など、計画的、継続的な安全管理の定着を目指した取り組み

主唱者：厚生労働省、中央労働災害防止協会

※リスクアセスメント：職場における機械設備、作業等による危険性または有害性等を洗い出し、その危険をなくすため必要な措置をとること

平成22年 労使関係総合調査ご協力をお願い

7月、県下全域で「労使関係総合調査」を実施します（厚生労働省が実施、奈良県が受託）。この調査は次の2つからなり、今後の労働行政の基礎資料とする目的で、毎年行われています。

- ◆「労働組合基礎調査」 内容：組合員数、加盟組織系統等。対象：全ての労働組合
- ◆実態調査（本年は「労働組合活動実態調査」） 内容：賃金制度・非正規労働者・メンタルヘルス等と組合の対応など、活動の実態。対象：一定の方法で抽出した労働組合

あわせて実施する調査（奈良県が実施）

- ◆賃上げ・一時金要求・妥結状況調査 内容：労働組合の賃上げ要求等の取組を通じて県内の賃金実態を把握。対象：一定の方法で抽出した労働組合

調査では、原則として調査票を郵送し、ご返送いただくことにしています。ご多忙中、お手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。